

公営企業（法適用）の資金不足比率について

比率の概要

根拠法：地方公共団体の財政の健全化に関する法律

①資金不足比率の算定

- 地方公共団体の長は、毎年度、公営企業ごとに資金不足比率を算定
- 監査委員の審査に付し、その意見を付けて議会に報告、公表

⇒ 平成19年度決算から適用

②経営健全化基準（20%）以上となった場合

- 経営健全化計画を作成
- 毎年度、経営健全化の実施状況を議会に報告し、公表

⇒ 平成20年度決算から適用

算定式

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

【説明】

○資金の不足額 = (流動負債+建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高-流動資産) - 解消可能資金不足額
※1 ※2

※1：宅地造成事業を行う公営企業の流動資産には、造成済み宅地の時価評価額（簿価が低い場合は簿価）を含む。

※2：事業の性質上、一定期間に構造的に資金の不足額が生じる場合において、資金の不足額から控除する一定の額

○事業の規模 = 営業収益の額 - 受託工事収益の額

※宅地造成事業のみを行う公営企業の事業の規模 = 資本+負債

算定結果

平成19年度決算に基づき、本県の公営企業（法適用）について資金不足比率の算定を行ったところ、いずれも資金不足が生じていないため、資金不足比率は該当ありません。

会計名	資金不足比率
島根県病院事業会計	-%（資金不足なし）
島根県電気事業会計	-%（資金不足なし）
島根県工業用水道事業会計	-%（資金不足なし）
島根県水道事業会計	-%（資金不足なし）
島根県宅地造成事業会計	-%（資金不足なし）